

八 卸 発 第 108 号
令 和 8 年 3 月 18 日

会 員 各 位

八戸地区交通安全協会
八戸卸センター支部
支部長 森越 安雄
(支部長印略)

交通安全運動の街頭活動協力依頼について

前略 来る4月6日(月)から15日(水)まで「春の全国交通安全運動」が実施されることになり、交通安全協会から別紙のとおり運動期間中の重点事項と主な推進項目等実施要綱が発表されましたので、従業員の皆様にも周知くださるようお願いいたします。

また、当支部としても交通安全運動に合わせて、交通事故防止の徹底を図ることを目的に、下記のとおり皆様のご協力をお願い申し上げます。

なお、参加の有無および人数については4月3日(金)までに卸センター事務局(FAX20-5599)までご連絡くださいますようお願いいたします。

記

1. 実施日時 令和8年4月10日(金)午後5時00分から午後5時30分まで
※午後4時55分集合(受付で半てん・タスキを受け取って下さい)
2. 実施場所 A. 八食センター前信号付近 (八食センター、中央卸売市場協力会で実施)
B. 卸センター西口交差点付近 (陸運事業、卸センターで実施)
※青森トヨペット様、青森ダイハツモータース様、B.I様は
ご参加の際、卸センター西口にお集まりください。
集合場所は別紙にてご確認願います。
3. 参加人数 各会員1名以上
4. 活動内容 交差点で信号待ちのドライバーに安全運転をお願いし、粗品を差し上げる。

※ 雨天等悪天候の場合で街頭活動を中止する場合は、卸センター組合事務局から午後2時頃までに、ご連絡いたします。

以 上

4月の夕暮れ時の早め点灯目安時刻は午後5時00分です。
5月の夕暮れ時の早め点灯目安時刻は午後5時30分です。

春の全国交通安全運動 街頭活動への参加について

令和8年 月 日

(協)八戸総合卸センター 磯川 行
(FAX 20-5599)

会員企業名

参加人数

※参加できない場合は0人とご記入下さい。

春の全国交通安全運動

実施要綱

① 運動期間

令和 8 年 4 月 6 日（月）～令和 8 年 4 月 15 日（水）までの 10 日間

② 目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図る。

③ 運動の重点とその主な推進項目

No	運動重点	推進項目（抜粋）
1	通学路・生活道路におけることもを始めとする歩行者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ■令和 8 年 9 月 1 日から、生活道路においては法定速度が 30 キロメートル毎時になることの広報啓発活動の推進 ■反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進
2	「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ■運転中のスマートフォン等の通話や画像注視の危険性に関する広報啓発の推進 ■業務運転中の「ながらスマホ」による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進
3	自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ■全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進 ■特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反のほか、歩道走行等の通行区分違反、横断歩行者等妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反等を防止するための効果的かつ適切な交通安全教育の推進

※ 社内に掲示するなど、従業員の皆様に周知頂きますようお願いいたします。

